

授業・実習等への対応マニュアル

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「授業・実習への対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

1 感染防止意識の向上

学生に対し、感染防止対策の徹底について指導するほか、啓発ポスターを学内各所に掲示する。

(1) 体調管理

- ・ 体温計を各自準備し、毎朝の体温測定を行う。
- ・ 登校時、(滝沢) 講堂エントランス、各学部棟入口等、(宮古) 講義棟入口に設置したサーモグラフィカメラによる体温のセルフチェックを行う。
- ・ 風邪症状がある場合は、自宅で休養する。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

(2) 手洗いの励行

- ・ 朝の登校時や教室移動をしたときは、必ず手洗いをする。
- ・ 手拭きは、個人の清潔なタオル、ハンカチ又はペーパータオルを利用。
- ・ (滝沢) 講堂エントランス、各学部棟入口等、(宮古) 講義棟入口等に設置した消毒液による手指消毒を行う。

(3) マスク等の着用

- ・ 教員、学生ともに、マスク着用を原則とする。
- ・ 感染防御のためのマスクの使用には、十分な手洗いが必須。
- ・ 必要に応じ、フェイスシールドを着用するものとする。

2 教室等の学内環境への配慮

学内環境において、感染拡大のリスク (①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声) の3条件が同時に重なった場の低減に努める。

(1) 消毒

ア 学生の利用が想定される箇所については、毎日の清掃・予防消毒を実施

- ・ 共通講義棟各教室：机、椅子背もたれ、扉の取手、マイクを毎日昼休み消毒〈委託清掃員〉
- ・ 学部棟（主に1階）の各教室等（滝沢）：机を毎日朝の清掃時に消毒〈委託清掃員〉
- ・ 学内共用箇所（滝沢）：トイレについて清掃に加え、取手・便座を消毒〈委託清掃員〉

イ システム実習室、メディアセンターB棟、宮古短大部情報処理演習室のPCについては、消毒用アルコールとペーパータオルを配置し、学生自身がキーボードとマウスを消毒

ウ 各学部棟のうち上記以外の箇所については、学部において衛生管理を行うものとし、必要となる物品等の購入に要する経費は、別途措置する。

(2) 換気

ア 8:50~17:50の間、教室の上段の窓の両端を10cm程度開放する。

- ・ 朝の開放作業（滝沢）共通講義棟：事務局、各学部棟：学部対応
（宮古）事務局
- ・ 夕方の施錠作業（滝沢）共通講義棟：授業担当教員・事務局（学生アルバイト）、各学部棟：学部対応
（宮古）事務局

- イ 90分の授業中45分経過した時点で、10分程度の大換気（下段窓と出入口扉開放）を行う。
- ・ 所定の時刻に、換気を促すチャイムを全学に放送する。
 - ・ 窓と出入口の開放は、授業担当教員が学生に指示する。
 - ・ 開き戸の教室には、あらかじめドアストッパーを準備する。
- ウ 換気に伴う室温変化に備え、熱中症対策又は防寒対策に配慮するよう学生に周知するとともに、必要に応じ室温設定を調整する。

【冬季期間（11月～3月）における換気】

- ・ 教室上段窓は閉鎖する。
- ・ 教室廊下側の出入口扉を開放する。
- ・ 90分授業中、授業開始時から5分間以上、45分経過時点で5分間以上、下段窓を大きく開放する。

(3) 飛沫感染防止

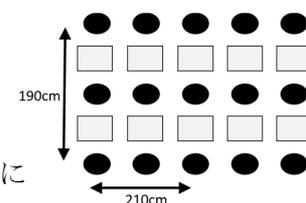
教室の教卓の前、PC教室の座席間等には、飛沫感染防止のためパーテーションを設置する。

(4) 座席配置・授業実施方法等

ア 講義科目

- (ア) 学生の座席配置については、飛沫感染予防のため学生相互が1mを目安とした間隔で着席することを基本とする。ただし、履修人数及び教室定員の都合により困難な場合には、可能な限りこの形態に近づける。

- (イ) 共通講義棟は、履修者数に応じ、事務局において教室を調整する。
- (ウ) 共通講義棟、講堂及び協働学習室は、学生自身が着席位置をスマートフォン等で登録する。
- (エ) 学部棟で行う授業科目においては、可能であれば学年ごとに講義室を固定する。



文部科学省「学校の新しい生活様式」による座席配置の一例（レベル1地区）

これら（座席配置図）はあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。（2020.5.20 文部科学省「学校の新しい生活様式」pp.21）

イ 演習科目等

- (ア) グループワーク、ゼミ、発音・会話練習等を伴う授業については、学生相互や教員との距離、室内の換気等に配慮し、対面で行うものはできるだけ避ける等、授業方法を工夫する。
- (イ) 授業内容により、学生相互や教員との距離を保つことが困難な場合等は、他の感染対策を講じたうえで、必要に応じ、フェイスシールドを着用するものとする。
- (ウ) 体育実技は、飛沫感染のほか接触感染のリスクも考慮のうえ、競技種別と授業実施方法を工夫する。

(5) プリント等の配布物を介した感染の防止

- ア 教員は、事前にメーリングリスト、クラスプロファイル、Google Classroom 等を活用して、配布物のファイルを学生に入手させ、学生が事前に自ら印刷する、授業にパソコンやタブレットを持ち込み参照しながら授業を受ける等の方法を工夫する。
- イ 配布物を配布する場合には、一斉に前から後ろに回さず、一人ひとり配るか、教室の前後に置いて各自が自分の分をもっていく方法を取る。これに伴い、各教員は授業時間配分の計画に配慮する。

(6) その他

- ア 手洗いによりトイレの混雑が予想されるため、学部毎に実習室や共同研究室の流し台等を解

放する等の対策を行う。

- イ 食堂の混雑防止のため、弁当持参者への食堂の利用を制限し、代替措置として昼休みに各学部棟で可能な教室等を開放する。
- ウ 教職員が食堂を利用する場合には、できるだけ昼休みを避ける。

3 学外実習等の開始前の留意事項及びその対応

- (1) 県内及び本学内での感染状況を勘案し、本学としての実習可否を判断した上で、事前に、実習施設に対し、実習の受入れを確認する（実習施設に対し、本学としての感染防止対策の具体的方策を明示することも必要）。
- (2) 実習施設の特有の状況（高齢者、妊産婦、新生児、小児等の収容施設、不特定多数利用施設など）により、感染リスクへの配慮が必要な場合は、実習中における感染防止対策について実習施設と綿密に検討する。
- (3) 実習1週間前程度から、学生が、自らの健康管理をするよう指導する。
- (4) 風邪や発熱などの軽い症状が出た場合は、外出をせず、自宅で療養し、自己判断せず実習指導教員へ必ず連絡し、指示を仰ぐよう指導する。また、実習後においても、症状があった場合も同様の対応をするよう指導する。

《問合せ窓口》

教育支援室（教務・国際交流グループ）

電話 019-694-2012 Mail ipu-kyoumu@ml.iwate-pu.ac.jp